

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）

（注）傍線は改正部分を示す。

改正案		現行	
1 （略）	附則	1 （略）	附則
2 この法律は、平成三十四年三月三十一日限りその効力を失う。		2 この法律は、平成二十九年三月三十一日限りその効力を失う。	



<p>平成三十五年三月三十一日</p> <p>平成三十七年三月三十一日</p> <p>郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日</p>	<p>（略）</p>	<p>九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。</p>
	<p>（略）</p>	
<p>平成三十五年三月三十一日</p> <p>平成三十七年三月三十一日</p> <p>郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日</p>	<p>（略）</p>	
	<p>（略）</p>	

改正案

現行

<p>附則</p> <p>3 農林水産省は、<u>第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</u></p>		<p>附則</p> <p>3 農林水産省は、<u>第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</u></p>	
<p>期限</p> <p>(削除)</p> <p>平成三十一年三月三十一日</p> <p>平成三十三年三月三十一日</p> <p>平成三十四年三月三十一日</p>	<p>期限</p> <p>平成二十九年三月三十一日</p>	<p>事務</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項に規定する特殊</p>	<p>事務</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項の特殊土壌地帯をいう。)の災害防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>

4		
(略)	平成三十五年三月三十一日	土壌地帯をいう。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
	平成三十七年三月三十一日	

4		
(略)	平成三十五年三月三十一日	(略)
	平成三十七年三月三十一日	

改正案

附則		(所掌事務の特例) 第二条 国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	期限	(削除)	(削除) 事務
平成三十三年三月三十一日	(略)		(略)	(略)	

現行

附則		(所掌事務の特例) 第二条 国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	期限	平成二十九年三月三十一日 特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成三十三年三月三十一日	(略)		(略)	(略)

平成三十四年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
平成三十五年三月三十一日	沖繩特例通訳案内士に關すること。
平成三十七年三月三十一日	（略）
（略）	（略）

2 (略)

(国土審議会の所掌事務の特例)

第五条 国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

平成三十四年三月三十一日	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法
平成三十五年三月三十一日	（略）

平成三十四年三月三十一日	（新設）
平成三十五年三月三十一日	沖繩特例通訳案内士に關すること。
平成三十七年三月三十一日	（略）
（略）	（略）

2 (略)

(国土審議会の所掌事務の特例)

第五条 国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

平成二十九(三)年三月三十一日	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法
平成三十五年三月三十一日	（略）

平成三十七年三月三十一日	総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律 (平成十七年法律第八十九号) 附則第六條に規定する日	(略)	(略)
平成三十四年三月三十一日	第九條 地方整備局は、第三十一条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事務(北海道の区域に係るものを除く。)を分掌する。	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	(略)
平成三十五年三月三十一日			(略)

平成三十七年三月三十一日	総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律 (平成十七年法律第八十九号) 附則第六條に規定する日	(略)	(略)
平成二十九日三月三十一日	第九條 地方整備局は、第三十一条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事務(北海道の区域に係るものを除く。)を分掌する。	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	(略)
平成三十五年三月三十一日			(略)

2

(略)

十一日	平成三十七年三月三十一日	十一日
(略)	(略)	

2

(略)

十一日	平成三十七年三月三十一日	十一日
(略)	(略)	